

酒類総合研究所訓令第6号

改訂 平18訓令第27号

改訂 平18訓令第50号

改訂 平19訓令第4号

改訂 平19訓令第17号

改訂 平19訓令第24号

改訂 平20訓令第19号

改訂 平21訓令第3号

改訂 平21訓令第8号

改訂 平21訓令第13号

改訂 平22訓令第6号

改訂 平23訓令第1号

改訂 平23訓令第14号

改訂 平23訓令第19号

改訂 平23訓令第23号

改訂 平25訓令第19号

改訂 平26訓令第3号

改訂 平26訓令第9号

改訂 平27訓令第16号

改訂 平27訓令第29号

改訂 平28訓令第4号

改訂 平28訓令第8号

独立行政法人酒類総合研究所職員給与規程を次のように定める。

平成18年4月1日

独立行政法人酒類総合研究所

理事長 平松 順一

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に基づき、独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）に勤務する職員（非常勤

職員を除く。以下同じ。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 職員の給与は、法令及び労働協約に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

2 給与の支払いに関して必要な事項は、独立行政法人酒類総合研究所給与の支払等に関する細則(以下「給与支払細則」という。)に定める。

(俸給)

第3条 各職員の受ける俸給は、その勤務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第4条 俸給は、独立行政法人酒類総合研究所職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇についての規程(以下「勤務時間等規程」という。)第8条に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める職責手当、研究員手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 研究職員俸給表(別表第1)
- 二 事務職員俸給表(別表第2)
- 三 技能職員俸給表(別表第3)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の区分は、次のとおりとする。

一 研究職員

- イ 部門長、技術移転推進支援官 4級～6級
- ロ 副部門長 4級～5級
- ハ 主任研究員 3級～4級
- ニ 研究員 2級
- ホ 研究補助員 1級～2級

二 事務職員

- イ 総務課長 6級～10級
- ロ 課長補佐 4級～6級
- ハ 係長 4級～5級

ニ 主任 2級～3級

ホ 係員 1級～2級

三 技能職員

イ 運転手 1級～5級

ロ 汽かん士 1級～5級

第6条 職員の職務の級は、前条の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、独立行政法人酒類総合研究所初任給、昇格、昇給の基準に関する細則（以下「初任給等細則」という。）に定める基準に従い決定する。

2 新たに俸給表の適用を受ける職員となる者の初任給の号俸は、初任給等細則で定める基準に従い決定するものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間等規程第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職務から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職務に移った場合における号俸は、初任給等細則の定めるところにより決定するものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

4 職員の昇給は、初任給等細則で定める日に、同日前の9月30日（以下「評価終了日」という。）以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、評価終了日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が懲戒処分を受けたことその他これに準ずる事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（初任給等細則で定める職員にあつては、3号俸）とすることを標準として初任給等細則で定める基準に従い決定するものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

6 55歳（初任給等細則に定める職員にあつては、56歳以上の年齢で初任給等細則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（初任給等細則で定める職員にあつては、3号俸）」とあるのは、「0号俸」とする。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、初任給等細則で定める。

10 独立行政法人酒類総合研究所職員就業規則第10条の4の定年退職者の再雇用の規定（以下「再雇用規定」という。）に基づいて採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の俸

給月額は、その者に適用される俸給表の再雇用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第7条 再雇用規定で規定する短時間勤務の職務を占める職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による俸給月額に、勤務時間等規程第3条第1項の規定により定められた勤務時間を同規程第2条第1項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（俸給の支給）

第8条 俸給は、毎月16日（その日が日曜日又は勤務時間等規程第10条第2項第1号に規定する休日に当たるときは17日（その日が勤務時間等規程第2項第1号に規定する休日に当たるときは18日）、土曜日に当たるときは15日）に、その月の月額的全額を支給する。ただし、給与支払細則に定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額半額ずつを支給することができる。

第9条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した職員が即日職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月若しくは前条ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その期間の現日数から勤務時間等規程第10条第1項及び第11条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（職責手当）

第10条 職責手当は、職務の責任の度合いに応じ、独立行政法人酒類総合研究所手当等に関する細則（以下「手当等細則」という。）で定める職名にある職員に対し、支給する。

2 前項に規定する職責手当は、月額とし、手当等細則で定める額とする。

3 前項に規定する職責手当の額は、第1項に規定する職名を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えてはならない。

（研究員手当）

第 10 条の 2 研究員手当は、研究業務の特殊性に照らし、手当等細則で定める職名にある職員に対し、支給する。

2 前項に規定する研究員手当は、月額とし、手当等細則で定める額とする。

(扶養手当)

第 11 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫

三 満 60 歳以上の父母及び祖父母

四 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第 1 号に該当する扶養親族については 13,000 円、同項第 2 号から第 5 号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については、11,000 円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第 12 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員

となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第13条 地域手当の月額、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 広島事務所（東広島市） 100分の3
- 二 東京事務所（東京都北区） 100分の20

- 2 職員が前項第2号の勤務地から同項第1号の勤務地に異動した場合には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動などの後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）
異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

（広域異動手当）

第13条の2 職員がその在勤する勤務地を異にして異動した場合において、当該異動につき手当等細則で定めるところにより算定した勤務地間の距離（異動の日の前日に在勤していた勤務地の所在地と当該異動の直後に在勤する勤務地の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務地との間の距離（異動の直前の住居と当該異動の直後に在勤する勤務地の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務地との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務地との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として手当等細則で定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動の日から3年を経過する日までの間、俸給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動に係る勤務地間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた勤務地への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として手当等細則で定める場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動（以下この項において「当初広域異動」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動（以下この項において「再異動」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動に係る広域異動手当を支給しない。

3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第13条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

4 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、手当等細則で定

める。

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他手当等細則で定める職員を除く。）
 - 二 第16条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他手当等細則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして手当等細則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で手当等細則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するも

のとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、手当等細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を越えるときは、支給単位期間につき、55,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して手当等細則で定める職員にあつては、その額から、その額に手当等細則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車を使用しないで徒歩に

より通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して手当等細則で定める区分に応じ、前2号に定める額（一か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 勤務地を異にする異動、又は人事交流等のための異動に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で手当等細則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして手当等細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が手当等細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ）を負担することを常例とするものその他権衡上必要があると認められるものとして手当等細則で定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、手当等細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間（手当等細則で定める通勤手当にあっては、手当等細則で定める期間）に係る最初の月の手当等細則で定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の手当等細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して手当等細則で定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として手当等細則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

(単身赴任手当)

第 16 条 勤務地の異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の手当等細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して手当等細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地に勤務することが、通勤距離等を考慮して手当等細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000 円（手当等細則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が手当等細則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて手当等細則で定める額を加算した額）とする。

3 勤務地を異にする異動、又は人事交流等のための異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の手当等細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して手当等細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして手当等細則で定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前 3 項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

(特殊勤務手当)

第 17 条 削除

(給与の減額)

第 18 条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第 8 条の 2 第 1 項に規定する超勤代休時間、勤務時間等規程第 10 条第 2 項第 1 号に規定する国民の祝日に関する法律による休日（勤務時間等規程第 13 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等規程第 10 条第 2 項第 2 号に規定する年末年始の休日（勤務時間等規程第 13 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額

を減額して給与を支給する。

- 2 病気休暇（業務上及び通勤による負傷若しくは疾病にかかった場合、生理日の就業が著しく困難な場合、指導区分Bの決定又は変更を受け、事後措置を受けた場合（以下「生理休暇等」）という。）における病気休暇を除く。）又は独立行政法人酒類総合研究所健康管理規程第20条第2項に定める就業禁止の措置（以下「病気休暇等」という。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に係る日につき、俸給の半額を減ずる。
 - 一 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次号において同じ。）につき、俸給の半額を減ずる。
 - 二 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日のつき、俸給の半額を減ずる。
 - 三 前2号の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、給与支払細則で定める。

（超過勤務手当）

- 第19条 勤務時間等規程第8条に定める正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で手当等細則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。
- 一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務
 - 二 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で手当等細則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等規程第10条第1項及び第11条の規定に基づく週休日における勤務のうち、業務上の旅行に係るものを除く。ただし、理事長があらかじめ指示して命じた場合において現に勤務し、かつその勤務時間につき明確に証明できるものについては含む。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 4 勤務時間等規程第8条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する手当等細則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- 5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する手当等細則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日給）

第20条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中の勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で手当等細則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして手当等細則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（端数計算）

第21条 第19条及び第20条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は休日

給の額及び第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算定)

第 22 条 第 18 条から第 20 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、俸給の月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第 23 条 第 10 条の規定に基づく手当等細則で定める職名を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として手当等細則で定める職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第 10 条第 1 項及び第 11 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第 10 条の規定に基づく手当等細則で定める職名にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において手当等細則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して手当等細則で定める勤務にあつては、それぞれの額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

二 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において手当等細則で定める額

4 前 3 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

(期末手当)

第 24 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 26 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の手当等細則で定める日（次条及び第 26 条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは成年被後見人又は被保佐人（以下

「成年被後見人等」という。)に該当して失職し、又は死亡した職員(第30条第6項の規定の適用を受ける職員及び手当等細則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの並びに事務職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(これらの職員のうち、手当等細則で定める職員を除く。第27条において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6か月 100分の100
- 二 5か月以上6か月未満 100分の80
- 三 3か月以上5か月未満 100分の60
- 四 3か月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。)において職員が受けるべき俸給月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

5 職務内容の複雑、困難及び責任の度等に応じて手当等細則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額を算出率で除して得た額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して手当等細則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で手当等細則で定める割合を乗じて得た額(手当等細則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で手当等細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた職員

- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に失職した職員（成年被後見人等に該当して失職した職員を除く。）
- 三 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの

第26条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、不服申立てに規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。
 - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処されなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をさ

れることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

(勤勉手当)

第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の手当等細則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは成年被後見人等に該当して失職し、又は死亡した職員（手当等細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が手当等細則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の80（特定幹部職員にあっては100分の100）を乗じて得た額の総額を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定幹部職員にあっては100分の47.5）を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額を算出率で除して得た額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 第24条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第27条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、同条第1項中「基準日から」

とあるのは「基準日（第 27 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する手当等細則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第 28 条 第 19 条及び第 20 条の規定は、特定管理職員には適用しない。

2 第 11 条、第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 14 条の規定は、再雇用職員には適用しない。

（職責手当、研究員手当等の支給方法）

第 29 条 職責手当、研究員手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、超過勤務手当、休日給、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

（休職者の給与）

第 30 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和 26 条法律第 191 号）第 1 条の 2 に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、心身の故障のため長期の休養を要する場合に、本人の意に反して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり心身の故障のため長期の休養を要する場合に休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により長期の休養を要する場合に休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し起訴されて休職にされたときは、その休職期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5 職員が研究所以外の研究機関その他理事長が認める機関において、当該職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長が認める国際事情の調査等の業務若しくは国際約束等に基づく国際的な貢献に資する業務等に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、休職者の給与に関する細則の定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。

6 第 2 項、第 3 項又は第 5 項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第 24 条第 1 項に規定する基準日前 1 か月以内で退職し、若しくは成年被後見人等に該当して失職し、又は死亡したときは、同項の規定により手当等細則で定める日に、当該各項の例による額の期

末手当を支給することができる。ただし、手当等細則で定める職員については、この限りでない。

- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 25 条及び第 26 条の規定を準用する。この場合において、第 25 条中「前条第 1 項」とあるのは、「第 30 条第 6 項」と読み替えるものとする。

(組合専従休職者の給与)

第 31 条 職員が組合専従休職となったときは、その組合専従休職の期間中、給与を支給しない。

(組合休暇中の者の給与)

第 32 条 組合休暇を許可された職員に対して、第 18 条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

(介護休暇中の者の給与)

第 33 条 介護休暇を承認された職員に対しては、第 18 条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

- 2 前項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(育児休業等期間中の給与)

第 34 条 独立行政法人酒類総合研究所職員の育児休業等に関する規程に基づき育児休業をする職員の給与については、育児休業をしている期間は給与を支給しない。

- 2 勤務時間等規程第 27 条に規定する育児時間を承認された職員に対しては、第 18 条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。
- 3 第 24 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間がある職員には第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 4 第 27 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間がある職員には第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 5 育児休業又は自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 6 前 5 項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(派遣職員の給与)

第 35 条 国際協力等の目的で国際機関等に派遣される職員の給与の支給に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(雑則)

第 36 条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成 18 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、理事長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

3 切替日の前日において別表第 1 から第 3 の俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び第 5 項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第 2 に定める号俸とする。

4 前項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第 3 に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

5 切替日の前日において別表第 1 から第 3 の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、初任給等細則で定める。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、改訂前の給与規程及びこれに基づく初任給等細則に従ってさだめられたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 8 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員(初任級等細則で定める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 9 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、初任給等細則の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 10 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、初任給等細則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 11 附則第8項から前項(以下「俸給の切替えに伴う経過措置」という。)の規定による俸給を支給される職員に関する第10条第2項、第24条第5項(第27条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)については第10条第2項中「調整前における俸給月額」とあるのは「調整前における俸給月額と俸給の切替えに伴う経過措置の規定による俸給の額との合計額」と、第24条第5項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と俸給の切替えに伴う経過措置の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における適用に関する特例)

- 12 平成22年3月31日までの間における第6条第5項及び第6項、第13条第1項第2号の規定の適用については、第6条第5項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」と、第6条第6項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」、「2号俸」とあるのは「1号俸」と、第13条第1項第2号中「100分の18」とあるのは「100分の18を超えない範囲内で手当等細則で定める割合」とする。

(初任給等細則等への委任)

- 13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この附則の施行に関し必要な事項は、初任給等細則及び手当等細則で定める。

附 則 (平成18年6月23日一部改訂)

(施行期日)

第4条、第5条第2項、第10条、第10条の2、第13条及び第29条の改訂規定は、平成18

年7月10日から施行する。

附 則（平成19年3月31日一部改訂）

（施行期日）

- 1 第4条、第10条、第11条第3項、13条の2、第22条、第24条第4項、第24条第5項、第27条第2項、第27条第3項、第29条、第30条第2項、第30条第3項、第30条第4項、第30条第5項の改訂規定は、平成19年4月1日から施行する。

（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

- 2 平成20年3月31日までの間においては、第13条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 3 第13条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその勤務地を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以後」とする。

附 則（平成19年6月29日一部改訂）

（施行期日）

第10条の2の改訂規定は、平成19年6月29日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年12月8日一部改訂）

（施行期日）

第6条第2項、第6条第3項、第6条第5項、第6条第10項、第8条、第15条第2項第2号、第19条第1項、第24条第4項、第27条第3項、第34条第5項の改訂規定は、平成19年12月8日から施行する。

第11条第3項、第27条第2項第1号の改訂規定は、平成19年12月8日から施行し、第11条第3項の改訂規定は平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月31日一部改訂）

（施行期日）

第27条第2項第1号、第34条第5項の改訂規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日一部改訂）

（施行期日）

第19条の改訂規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 22 日追加）

- 1 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 24 条第 2 項及び第 3 項並びに第 27 条第 2 項の適用については、第 24 条第 2 項中「100 分の 140、」とあるのは「100 分の 125、」と、「100 分の 120、」とあるのは、「100 分の 110」と、同条第 3 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」とあるのは、「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 65」とあるのは、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 60」と、「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」と、第 27 条第 2 項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 85」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 30」と、「100 分の 45」とあるのは「100 分の 40」とする。

（施行期日）

- 2 この附則は、平成 21 年 6 月 22 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 1 日一部改訂）

（施行期日）

- 1、別表第 2、別表第 3 の改訂規定は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 30 日一部改訂）

（施行期日）

- 第 18 条第 1 項、第 19 条第 3 項、第 19 条第 4 項、第 19 条第 5 項、第 24 条第 2 項、第 24 条第 3 項、第 27 条第 2 項の改訂規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日一部改訂）

（施行期日）

- 第 24 条第 2 項、第 24 条第 3 項、第 27 条第 2 項、別表第 1、別表第 2、別表第 3 の改訂規定は、平成 23 年 1 月 19 日から施行し、平成 22 年 12 月 1 日より施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日追加）

（55 歳を超える職員の給与抑制措置）

- 1 平成 30 年 3 月 31 日までの間、職員（研究職俸給表もしくは事務職俸給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く）のうち、その職務の級が研究職 5 級以上もしくは事務職 6 級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でない者に限る。）に対する俸給月額を支給に当たっては、職員が 55 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日（当該職員以外

の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に当該職員となった場合にあっては、当該職員となった日) 以後、俸給月額から俸給月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額 (俸給月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が職務の級の最低号俸の俸給月額に達しない場合は、俸給月額から最低号俸の俸給月額を減じた額) に相当する額を減ずる。地域手当、広域異動手当、研究員手当、期末手当、勤勉手当、及び休職者の給与についても俸給月額の取扱いを踏まえ、その支給に当たっては、それぞれ定める額に相当する額を減じる。また、この措置の対象となる職員の勤務 1 時間当たりの給与額等についても、この措置を踏まえた額とする。

(俸給の切替に伴う経過措置額の改訂)

- 2 切替日 (平成 18 年 4 月 1 日) の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額 (この改定の実施日において当該俸給月額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。) に達しないこととなるものには、平成 26 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額 (前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額) を俸給として支給する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成 22 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間の全期間が職員として在職した期間である者 (年の途中で国税局等より転入してきた者を除く。) で引き下げが行われる俸給月額又は第 1 項、第 2 項の適用を受ける職員 (以下、「調整対象職員」という。) の平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、次の各号に掲げる額を減額し支給するものとする。

- 一 平成 22 年 4 月 1 日において調整対象職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員手当、住居手当、単身赴任手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額 (この額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。) に同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数 (同年 4 月 1 日から当該実施の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、停職期間、調整対象職員以外の職員であった期間、欠勤のため給与を減額された期間がある職員にあっては、当該月数からその期間を減じた月数) を乗じて得た額

- 二 平成 22 年 6 月 1 日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額 (この額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)

(施行期日)

- 4 この附則は平成 23 年 1 月 19 日から施行し平成 22 年 12 月 1 日より適用する。

附 則 (平成 23 年 12 月 1 日一部改訂)

(施行期日)

第 17 条の削除、及び第 24 条第 2 項、第 24 条第 3 項、第 27 条第 2 項、の改訂規定は平成 23

年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 15 日一部改訂）

（施行期日）

第 34 条第 2 項、附 則（平成 22 年 12 月 1 日追加）、別表第 1、別表第 2、別表第 3 の改訂規定は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 15 日一部改訂）

（平成 24 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

1 平成 24 年 6 月に附則別表第 4 の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げる職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）に支給する期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額を減額し、支給するものとする。

- 一 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から平成 24 年 3 月 1 日までの間に減額改定対象職員となった職員は減額改定対象職員となった日）における俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員手当、住居手当、単身赴任手当の合計月額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額（この額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に 11 か月の月数（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日の期間において、減額改定対象職員以外であった期間がある職員にあっては、その月数を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成 23 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額（この額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）
- 三 平成 23 年 12 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額（この額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）

（給与削減措置のついでの特例）

2 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員が受けるべき給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額（この額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を減額し、支給するものとする。

- 一 俸給の月額 当該職員の俸給の月額に当該職員に適応される附則別表第 5 の上欄に掲げる俸給表及び同表中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額
- 二 研究員手当の月額 当該職員の研究員手当の月額に支給減額率を乗じて得た額
- 三 職責手当の月額 当該職員の職責手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- 四 地域手当の月額 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に支給減額率を乗じて得た額並びに職責手当に対する地域手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- 五 広域異動手当の月額 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に支給減額率

を乗じて得た額並びに職責手当に対する広域異動手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額

六 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

七 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
(特例期間における勤務一時間当たりの給与額)

- 3 特例期間においては第 18 条から第 20 条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、第 22 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給の月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 日当たりの勤務時間にその年度における所定勤務日数を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額（この額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に相当する額を減じた額とする。

(附則(平成 22 年 12 月 1 日追加)第 1 項の適用を受ける職員の削減措置)

- 4 特例期間においては、附則(平成 22 年 12 月 1 日追加)第 1 項の規定の適用を受ける職員に対する第 1 項から第 3 項の規定の適用については、俸給の月額、地域手当、広域異動手当、研究員手当、期末手当、勤勉手当から附則(平成 22 年 12 月 1 日追加)第 1 項に定める額に相当する額を減じた額に第 1 項から第 3 項の規定を適用する。

(施行期日)

- 5 この附則は平成 24 年 3 月 1 日より施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 28 日一部改訂)

(施行期日)

第 18 条第 2 項の改訂規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 20 日一部改訂)

(施行期日)

第 6 条第 6 項、第 6 条第 10 項、第 7 条の改訂規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 27 日一部改訂)

(施行期日)

附則第 8 項、附則(平成 22 年 12 月 1 日追加)第 2 項の改訂規定は、平成 26 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 27 日一部改訂)

(施行期日等)

- 1 第 15 条第 2 項第 2 号、第 27 条第 2 項、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の改訂規定は、

平成 26 年 11 月 28 日から施行する。

- 2 第 15 条第 2 項第 2 号、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の改訂規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 27 年 3 月 31 日までの間における昇給に関する特例措置)

- 3 平成 27 年 3 月 31 日までの間における職員の昇給の号俸数に関する第 6 条第 5 項の適用については、同項中「4 号俸」とあるのは「3 号俸」と、「3 号俸」とあるのは「2 号俸」とする。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日一部改訂)

(施行期日)

- 1 第 1 条、第 6 条、第 7 条、第 13 条、第 13 条の 2、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 23 条、第 24 条、第 27 条、第 28 条、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の改訂規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 2 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（研究職俸給表もしくは事務職俸給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が研究職 5 級以上若しくは事務職 6 級以上である者（その号俸がその職務の級における最低の号俸でない者に限る。以下「特定職員」という。）にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 3 切替日以降に新たに、国家公務員その他これに準ずる者であった者から人事交流により引き続き俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

(地域手当に関する特例)

- 4 第 13 条第 1 項第 1 号中「100 分の 3」とあるのは、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間は「100 分の 1」と、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は「100 分の 2」とする。
- 5 第 13 条第 1 項第 2 号中「100 分の 20」とあるのは、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間は「100 分の 18」とする。

(広域異動手当に関する特例)

- 6 切替日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に職員がその在勤する勤務地を異にして異動した

場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する第 13 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 8」と、同項第 2 号中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 7 切替日前に職員がその在勤する勤務地を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する第 13 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 6」と、同項第 2 号中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 3」とする。

附 則 (平成 27 年 7 月 8 日一部改訂)

(施行期日)

第 5 条第 2 項の改訂規定は、平成 27 年 7 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 2 月 9 日一部改訂)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 28 年 2 月 9 日から施行する。
- 2 別表第 1、別表第 2、別表第 3 の改訂規定及び附則第 3 項、附則第 4 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(地域手当に関する特例)

- 3 第 13 条の規定の適用を受けている職員に対する地域当の支給に関する同条の規定の適用については、附則 (平成 27 年 3 月 31 日一部改訂) 第 4 項中「100 分の 1」とあるのは「100 分の 2」と、「100 分の 2」とあるのは「100 分の 3」と、同附則第 5 項中「100 分の 18」とあるのは「100 分の 18.5」とする。

(勤勉手当に関する特例)

- 4 平成 27 年 12 月に支給する勤勉手当に関する第 27 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 80 (特定幹部職員にあつては、100 分の 100)」とあるのは「100 分の 85 (特定幹部職員にあつては、100 分の 105)」と、同項第 2 号中「100 分の 37.5 (特定幹部職員にあつては、100 分の 47.5)」とあるのは「100 分の 40 (特定幹部職員にあつては、100 分の 50)」とする。

附 則 (平成 28 年 6 月 30 日一部改訂)

第 5 条第 2 項第 1 号イの改訂規定は、平成 28 年 7 月 10 日から施行する。

(別表第1)

独立行政法人 酒類総合研究所 研究職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
再雇 用職 員以 外の 職員	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100	522,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000	525,200
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800	528,300
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600	531,400
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900	534,500
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600	536,900
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300	539,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000	541,700
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600	544,100
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200	545,800
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900	547,700
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700	549,600
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300	551,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000	552,600
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800	553,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500	554,800
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000	555,900
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600	556,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100	557,200
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700	557,800
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200	558,500
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800	
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400	
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900	
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100	
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400	
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900	
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400	
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900	
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400	
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900	
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400	
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700	
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100	
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500	
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000	
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400	
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900	
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300	
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800	
	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100	
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300	
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500	
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700	
	45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400	
	46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900	
	47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500	
	48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000	
	49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700	
	50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100	
	51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500	
	52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000	
	53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100	
	54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300	
	55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500	
	56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700	
	57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600	
	58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600	
	59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600	
	60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600	
	61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700	
	62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600	
	63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300	
	64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000	
	65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800	
	66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600	
	67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400	
	68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200	

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900	
70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700	
71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500	
72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300	
73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000	
74	260,200	317,400	387,400			
75	261,600	318,500	388,000			
76	262,900	319,600	388,700			
77	264,000	320,700	389,400			
78	265,200	321,700	390,000			
79	266,500	322,600	390,600			
80	267,700	323,500	391,200			
81	269,100	324,600	391,800			
82	270,400	325,400	392,400			
83	271,700	326,100	393,000			
84	272,900	326,900	393,600			
85	274,100	327,400	394,100			
86	275,200	327,900	394,600			
87	276,500	328,400	395,100			
88	277,700	328,900	395,800			
89	278,700	329,200	396,200			
90	279,900	329,700				
91	281,100	330,200				
92	282,300	330,700				
93	283,300	331,000				
94	284,300	331,400				
95	285,300	331,900				
96	286,300	332,400				
97	286,900	332,900				
98	287,800	333,400				
99	288,500	333,900				
100	289,400	334,400				
101	290,300	334,900				
102	291,000	335,400				
103	291,700	335,900				
104	292,400	336,400				
105	293,100	336,900				
106	293,600	337,300				
107	294,100	337,800				
108	294,600	338,200				
109	294,800	338,700				
110	295,200	339,100				
111	295,500	339,600				
112	295,800	340,000				
113	296,100	340,500				
114	296,400	340,900				
115	296,700	341,400				
116	297,000	341,800				
117	297,300	342,300				
118	297,700	342,700				
119	298,000	343,100				
120	298,400	343,500				
121	298,700	343,900				
再雇用 職員	216,300	257,500	282,300	324,700	383,200	521,900

備考 この表は、独立行政法人酒類総合研究所に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

(別表第2)

独立行政法人 酒類総合研究所 事務職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇 用職 員以 外の 職員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100	
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800	
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400	
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200	
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800	
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300	
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400		
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800		
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100		
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400		
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800			
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200			
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900			
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400			
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800			
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200			
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600			
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000			
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400			
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800			
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100			
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400			
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800			
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100			
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400			
	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700			
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900				
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200				
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500				
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800				
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100				
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400				
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700				

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900				
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200				
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500				
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800				
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000				
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300				
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600				
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800				
	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000				
	78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300				
	79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600				
	80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800				
	81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000				
	82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300				
	83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600				
	84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800				
	85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000				
	86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100					
	87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400					
	88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600					
	89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800					
	90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100					
	91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400					
	92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600					
	93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800					
	94		293,600	341,400							
	95		294,000	341,900							
	96		294,400	342,300							
	97		294,600	342,400							
	98		294,900	342,900							
	99		295,300	343,300							
	100		295,700	343,600							
	101		295,900	343,900							
	102		296,200	344,300							
	103		296,600	344,700							
	104		296,900	345,100							
	105		297,100	345,600							
	106		297,400	346,000							
	107		297,800	346,400							
	108		298,100	346,800							
	109		298,300	347,300							
	110		298,700	347,700							
	111		299,100	348,000							
	112		299,400	348,300							
	113		299,500	348,800							
	114		299,800								
	115		300,100								
	116		300,500								
	117		300,700								
	118		300,900								
	119		301,200								
	120		301,500								
	121		301,900								
	122		302,100								
	123		302,400								
	124		302,700								
	125		303,000								
再雇用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	520,200

備考 この表は、独立行政法人酒類総合研究所の総務課又は研究企画知財部門に所属する職員のうち、別表第1(研究職員俸給表)及び別表第3(技能職員俸給表)の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

(別表第3)

独立行政法人 酒類総合研究所 技能職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
再雇 用職 員以 外の 職員	1	126,400	177,600	199,300	246,800	276,600
	2	127,300	179,100	200,700	248,000	278,500
	3	128,300	180,600	202,100	249,100	280,300
	4	129,200	182,100	203,400	250,400	282,200
	5	130,200	183,500	204,700	251,300	284,000
	6	131,200	185,000	206,100	252,600	285,800
	7	132,200	186,400	207,500	253,800	287,500
	8	133,200	187,800	208,900	255,000	289,400
	9	134,000	189,200	210,300	256,100	291,100
	10	135,000	190,400	211,900	257,300	292,900
	11	136,000	191,700	213,500	258,500	294,600
	12	137,100	192,800	214,900	259,700	296,400
	13	137,900	194,000	216,200	260,800	298,000
	14	138,900	195,100	217,700	261,900	299,700
	15	139,900	196,200	219,200	262,900	301,300
	16	140,900	197,300	220,500	264,000	302,800
	17	142,000	198,400	221,600	265,100	304,400
	18	143,200	199,500	222,400	266,300	306,000
	19	144,400	200,500	223,300	267,400	307,700
	20	145,600	201,500	224,300	268,400	309,400
	21	146,700	202,500	225,200	269,400	310,700
	22	147,900	203,600	226,700	270,500	312,100
	23	149,100	204,700	228,000	271,600	313,500
	24	150,300	205,700	229,100	272,700	315,000
	25	151,500	206,600	230,600	273,700	316,400
	26	153,000	207,500	231,900	274,800	317,900
	27	154,500	208,200	233,200	275,900	319,300
	28	156,000	209,100	234,500	277,000	320,700
	29	157,400	210,000	235,700	278,000	322,300
	30	158,900	211,200	236,900	279,100	323,500
	31	160,400	212,200	238,200	280,100	324,800
	32	161,900	213,100	239,500	281,100	326,000
	33	163,400	213,800	240,600	282,000	327,100
	34	165,200	215,000	241,900	282,900	328,000
	35	167,000	216,100	243,100	284,000	329,100
	36	168,800	217,300	244,300	285,100	330,200
	37	170,600	218,300	245,600	285,800	331,300
	38	172,300	219,500	246,900	286,700	332,400
	39	174,000	220,700	248,200	287,600	333,400
	40	175,700	221,800	249,500	288,500	334,400
	41	177,300	222,800	250,600	289,400	335,400
	42	178,700	224,000	251,900	290,400	336,400
	43	180,100	225,100	253,100	291,400	337,400
	44	181,500	226,200	254,400	292,300	338,400
	45	183,000	227,300	255,300	293,000	339,300
	46	184,400	228,400	256,400	293,900	340,300
	47	185,800	229,500	257,600	294,800	341,300
	48	187,200	230,600	258,700	295,700	342,300
	49	188,500	231,700	259,900	296,400	343,200
	50	189,700	232,800	261,100	297,000	344,100
	51	190,800	233,900	262,300	297,700	345,000
	52	192,000	235,100	263,300	298,500	345,800
	53	193,100	236,200	264,400	299,100	346,600
	54	194,200	237,200	265,500	299,900	347,400
	55	195,300	238,100	266,700	300,600	348,200
	56	196,400	239,100	267,900	301,300	348,900
	57	197,500	240,100	268,900	302,000	349,600
	58	198,500	241,100	269,900	302,700	350,400
	59	199,500	242,100	271,000	303,500	351,200
	60	200,500	243,000	272,000	304,200	351,900
	61	201,600	244,000	273,100	304,800	352,600
	62	202,500	244,900	274,200	305,500	353,300
	63	203,400	245,800	275,200	306,200	354,000
	64	204,300	246,700	276,300	306,900	354,700
	65	205,000	247,600	277,200	307,400	355,300
	66	205,800	248,400	278,000	307,900	355,800
	67	206,500	249,200	278,800	308,500	356,300
	68	207,300	249,900	279,600	309,100	356,800

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
	69	207,700	250,700	280,500	309,700	357,200
	70	208,300	251,300	281,300	310,100	
	71	208,600	251,900	282,100	310,600	
	72	209,200	252,400	282,800	311,100	
	73	209,700	252,600	283,600	311,400	
	74	210,300	253,000	284,300	311,900	
	75	210,900	253,500	285,100	312,400	
	76	211,700	254,000	285,900	312,800	
	77	211,900	254,600	286,500	313,000	
	78	212,600	255,000	287,000	313,300	
	79	213,200	255,500	287,500	313,600	
	80	213,800	256,000	287,900	313,900	
	81	214,500	256,300	288,300	314,200	
	82	215,100	256,600	288,700	314,500	
	83	215,700	256,900	289,200	314,800	
	84	216,400	257,200	289,700	315,100	
	85	217,100	257,400	290,100	315,300	
	86	217,700	257,600	290,700	315,700	
	87	218,300	257,900	291,300	316,000	
	88	219,000	258,200	291,900	316,200	
	89	219,500	258,400	292,200	316,400	
	90	220,100	258,600	292,700	316,700	
	91	220,700	259,000	293,200	317,000	
	92	221,300	259,200	293,600	317,300	
	93	221,700	259,500	294,000	317,500	
	94	222,200	259,900	294,500	317,800	
	95	222,700	260,200	295,000	318,100	
	96	223,200	260,500	295,500	318,300	
	97	223,800	260,700	295,800	318,500	
	98	224,300	261,000	296,200	318,800	
	99	224,800	261,200	296,700	319,100	
	100	225,300	261,500	297,200	319,300	
再雇用職員以外の職員	101	225,900	261,800	297,600	319,500	
	102	226,400	262,000	298,000		
	103	227,000	262,300	298,300		
	104	227,600	262,600	298,600		
	105	228,000	262,800	298,900		
	106	228,500	263,000	299,300		
	107	229,000	263,300	299,700		
	108	229,400	263,500	300,100		
	109	229,600	263,800	300,400		
	110	230,000	264,100	300,800		
	111	230,500	264,400	301,200		
	112	231,000	264,600	301,500		
	113	231,400	264,800	301,700		
	114	231,900	265,100	302,000		
	115	232,400	265,300	302,300		
	116	232,900	265,500	302,500		
	117	233,200	265,800	302,700		
	118	233,600	266,100	303,000		
	119	234,000	266,400	303,300		
	120	234,400	266,700	303,500		
	121	234,800	266,800	303,700		
	122		267,100	304,000		
	123		267,400	304,300		
	124		267,700	304,500		
	125		267,800	304,700		
	126		268,100	305,000		
	127		268,400	305,300		
	128		268,700	305,500		
	129		268,800	305,700		
	130		269,100	306,000		
	131		269,400	306,300		
	132		269,700	306,500		
	133		269,800	306,700		
	134		270,100			
	135		270,400			
	136		270,700			
	137		270,800			
再雇用職員		192,400	203,500	222,000	242,800	273,500

備考 この表は、機器の運転操作、自動車運転手その他これらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

附則別表第1 職務の級の切替表(附則第2項関係)

俸給表	旧級	新級
研究職員俸給表	5級	5級
		6級
事務職員俸給表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級
技能職員俸給表	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

イ 研究職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間 旧 級	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上 6月未満			1	1
	6月以上 9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	2	1	1
	6月以上 9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上 6月未満	6	6	2	1
	6月以上 9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上 6月未満	10	10	6	1
	6月以上 9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上 6月未満	14	14	10	2
	6月以上 9月未満	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	12	4
	12月以上	17	17	13	5
6	3月未満	17	17	13	5
	3月以上 6月未満	18	18	14	6
	6月以上 9月未満	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	16	8
	12月以上	21	21	17	9
7	3月未満	21	21	17	9
	3月以上 6月未満	22	22	18	10
	6月以上 9月未満	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	20	12
	12月以上	25	25	21	13
8	3月未満	25	25	21	13
	3月以上 6月未満	26	26	22	14
	6月以上 9月未満	27	27	23	15
	9月以上12月未満	28	28	24	16
	12月以上	29	29	25	17
9	3月未満	29	29	25	17
	3月以上 6月未満	30	30	26	18
	6月以上 9月未満	31	31	27	19
	9月以上12月未満	32	32	28	20
	12月以上	33	33	29	21
10	3月未満	33	33	29	21
	3月以上 6月未満	34	34	30	22
	6月以上 9月未満	35	35	31	23
	9月以上12月未満	36	36	32	24
	12月以上	37	37	33	25

11	3月未滿	37	37	33	25
	3月以上 6月未滿	38	38	34	26
	6月以上 9月未滿	39	39	35	27
	9月以上12月未滿	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29
12	3月未滿	41	41	37	29
	3月以上 6月未滿	42	42	38	30
	6月以上 9月未滿	43	43	39	31
	9月以上12月未滿	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
13	3月未滿	45	45	41	33
	3月以上 6月未滿	46	46	42	34
	6月以上 9月未滿	47	47	43	35
	9月以上12月未滿	48	48	44	36
	12月以上	49	49	45	37
14	3月未滿	49	49	45	37
	3月以上 6月未滿	50	50	46	38
	6月以上 9月未滿	51	51	47	39
	9月以上12月未滿	52	52	48	40
	12月以上	53	53	49	41
15	3月未滿	53	53	49	41
	3月以上 6月未滿	54	54	50	42
	6月以上 9月未滿	55	55	51	43
	9月以上12月未滿	56	56	52	44
	12月以上	57	57	53	45
16	3月未滿	57	57	53	45
	3月以上 6月未滿	58	58	54	46
	6月以上 9月未滿	59	59	55	47
	9月以上12月未滿	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	49
17	3月未滿	61	61	57	49
	3月以上 6月未滿	62	62	58	50
	6月以上 9月未滿	63	63	59	51
	9月以上12月未滿	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53
18	3月未滿	65	65	61	53
	3月以上 6月未滿	66	66	62	54
	6月以上 9月未滿	67	67	63	55
	9月以上12月未滿	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65	57
19	3月未滿	69	69	65	57
	3月以上 6月未滿	70	70	66	58
	6月以上 9月未滿	71	71	67	59
	9月以上12月未滿	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
20	3月未滿	73	73	69	61
	3月以上 6月未滿	74	74	70	62
	6月以上 9月未滿	75	75	71	63
	9月以上12月未滿	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
21	3月未滿	77	77	73	65
	3月以上 6月未滿	78	78	74	66
	6月以上 9月未滿	79	79	75	67
	9月以上12月未滿	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69
22	3月未滿	81	81	77	69
	3月以上 6月未滿	82	82	78	70
	6月以上 9月未滿	83	83	79	71
	9月以上12月未滿	84	84	80	72
	12月以上	85	85	81	73
	3月未滿	85	85	81	73

23	3月以上 6月未滿	86	86	82	73
	6月以上 9月未滿	87	87	83	73
	9月以上12月未滿	88	88	84	73
	12月以上	89	89	85	73
24	3月未滿	89	89	85	
	3月以上 6月未滿	90	90	86	
	6月以上 9月未滿	91	91	87	
	9月以上12月未滿	95	95	88	
25	12月以上	93	93	89	
	3月未滿	93	93	89	
	3月以上 6月未滿	94	94	89	
	6月以上 9月未滿	95	95	89	
26	9月以上12月未滿	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
	3月未滿	97	97		
	3月以上 6月未滿	98	98		
27	6月以上 9月未滿	99	99		
	9月以上12月未滿	100	100		
	12月以上	101	101		
	3月未滿	101	101		
28	3月以上 6月未滿	102	102		
	6月以上 9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
29	3月未滿	105	105		
	3月以上 6月未滿	106	106		
	6月以上 9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
30	12月以上	109	109		
	3月未滿	109	109		
	3月以上 6月未滿	110	110		
	6月以上 9月未滿	111	111		
31	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
	3月未滿	113			
	3月以上 6月未滿	114			
32	6月以上 9月未滿	115			
	9月以上12月未滿	116			
	12月以上	117			
	3月未滿	117			
31	3月以上 6月未滿	118			
	6月以上 9月未滿	119			
	9月以上12月未滿	120			
	12月以上	121			
32	3月未滿	121			
	3月以上 6月未滿	121			
	6月以上 9月未滿	121			
	9月以上12月未滿	121			
	12月以上	121			

ロ 事務職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上 9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上 9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上 6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上 9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上 6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上 9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上 6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上 9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上 6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上 9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上 6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上 9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上 6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上 9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21

12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上 6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上 9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上 6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上 9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上 6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上 9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上 6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上 9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上 6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上 9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上 6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上 9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上 6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上 9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上 6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上 9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上 6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上 9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上 6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上 9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上 6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上 9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上 6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上 9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上 6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上 9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				

25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上 6月未滿			98	73	102					
	6月以上 9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上 6月未滿			102	75	106					
	6月以上 9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上 6月未滿			106	78						
	6月以上 9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上 6月未滿			110	82						
	6月以上 9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上 6月未滿			114							
	6月以上 9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上 6月未滿			118							
	6月以上 9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上 6月未滿			122							
	6月以上 9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上 6月未滿			125							
	6月以上 9月未滿			125							
	9月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							

ハ 技能職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級		1級	2級	3級	4級	5級	6級
	経過期間							
1	3月未満			1	1	5	1	1
	3月以上 6月未満			1	1	6	1	1
	6月以上 9月未満			1	1	7	1	1
	9月以上12月未満			1	1	8	1	1
	12月以上			1	1	9	1	1
2	3月未満		1	1	1	9	1	1
	3月以上 6月未満		2	2	1	10	1	1
	6月以上 9月未満		3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満		4	4	1	12	1	1
	12月以上		5	5	1	13	1	1
3	3月未満		5	5	1	13	1	1
	3月以上 6月未満		6	6	2	14	1	1
	6月以上 9月未満		7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満		8	8	4	16	1	1
	12月以上		9	9	5	17	1	1
4	3月未満		9	9	5	17	1	1
	3月以上 6月未満		10	10	6	18	1	1
	6月以上 9月未満		11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満		12	12	8	20	1	1
	12月以上		13	13	9	21	1	1
5	3月未満		13	13	9	21	1	1
	3月以上 6月未満		14	14	10	22	2	1
	6月以上 9月未満		15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満		16	16	12	24	4	1
	12月以上		17	17	13	25	5	1
6	3月未満		17	17	13	25	5	1
	3月以上 6月未満		18	18	14	26	6	2
	6月以上 9月未満		19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満		20	20	16	28	8	4
	12月以上		21	21	17	29	9	5
7	3月未満		21	21	17	29	9	5
	3月以上 6月未満		22	22	18	30	10	6
	6月以上 9月未満		23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満		24	24	20	32	12	8
	12月以上		25	25	21	33	13	9
8	3月未満		25	25	21	33	13	9
	3月以上 6月未満		26	26	22	34	14	10
	6月以上 9月未満		27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満		28	28	24	36	16	12
	12月以上		29	29	25	37	17	13
9	3月未満		29	29	25	37	17	13
	3月以上 6月未満		30	30	26	38	18	14
	6月以上 9月未満		31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満		32	32	28	40	20	16
	12月以上		33	33	29	41	21	17
10	3月未満		33	33	29	41	21	17
	3月以上 6月未満		34	34	30	42	22	18
	6月以上 9月未満		35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満		36	36	32	44	24	20
	12月以上		37	37	33	45	25	21
11	3月未満		37	37	33	45	25	21
	3月以上 6月未満		38	38	34	46	26	22
	6月以上 9月未満		39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満		40	40	36	48	28	24
	12月以上		41	41	37	49	29	25

12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上 6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上 9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上 6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上 9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上 6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上 9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上 6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上 9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上 6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上 9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上 6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上 9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上 6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上 9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上 6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上 9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上 6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上 9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上 6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上 9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上 6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上 9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	95	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69

23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上 6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上 9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上 6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上 9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上 6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上 9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上 6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上 9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上 6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上 9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上 6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上 9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上 6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上 9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上 6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上 9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上 6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上 9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上 6月未滿	121	122				
	6月以上 9月未滿	121	123				
	9月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未滿		125				
	3月以上 6月未滿		126				
	6月以上 9月未滿		127				
	9月以上12月未滿		128				
	12月以上		129				

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表（附則第4項関係）

イ 旧級が研究職員俸給表の5級である職員の新号俸

旧号俸	旧 級		5級	6級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
6	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
7	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		2	1
	6月以上 9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
8	3月未満		5	1
	3月以上 6月未満		6	1
	6月以上 9月未満		7	1
	9月以上12月未満		8	1
	12月以上		9	1
9	3月未満		9	1
	3月以上 6月未満		10	1
	6月以上 9月未満		11	1
	9月以上12月未満		12	1
	12月以上		13	1
10	3月未満		13	1
	3月以上 6月未満		14	1
	6月以上 9月未満		15	1
	9月以上12月未満		16	1
	12月以上		17	1
11	3月未満		17	1
	3月以上 6月未満		18	1
	6月以上 9月未満		19	1
	9月以上12月未満		20	1
	12月以上		21	1

12	3月未滿	21	1
	3月以上 6月未滿	22	1
	6月以上 9月未滿	23	1
	9月以上12月未滿	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未滿	25	1
	3月以上 6月未滿	26	1
	6月以上 9月未滿	27	1
	9月以上12月未滿	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未滿	29	1
	3月以上 6月未滿	30	1
	6月以上 9月未滿	31	1
	9月以上12月未滿	32	1
	12月以上	33	1
15	3月未滿	33	1
	3月以上 6月未滿	34	1
	6月以上 9月未滿	35	1
	9月以上12月未滿	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未滿	37	1
	3月以上 6月未滿	38	1
	6月以上 9月未滿	39	1
	9月以上12月未滿	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未滿	41	1
	3月以上 6月未滿	42	1
	6月以上 9月未滿	43	1
	9月以上12月未滿	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未滿	45	1
	3月以上 6月未滿	46	1
	6月以上 9月未滿	47	1
	9月以上12月未滿	48	1
	12月以上	49	1
19	3月未滿	49	1
	3月以上 6月未滿	50	1
	6月以上 9月未滿	51	1
	9月以上12月未滿	52	1
	12月以上	53	1
20	3月未滿	53	1
	3月以上 6月未滿	54	2
	6月以上 9月未滿	55	3
	9月以上12月未滿	56	4
	12月以上	57	5
21	3月未滿	57	5
	3月以上 6月未滿	58	6
	6月以上 9月未滿	59	7
	9月以上12月未滿	60	8
	12月以上	61	9
22	3月未滿	61	9
	3月以上 6月未滿	62	9
	6月以上 9月未滿	63	10
	9月以上12月未滿	64	10
	12月以上	65	11
23	3月未滿	65	11
	3月以上 6月未滿	66	11
	6月以上 9月未滿	67	12
	9月以上12月未滿	68	12
	12月以上	69	13

ロ 旧級が事務職員俸給表の11級である職員の新号俸

旧号俸	旧 級		9級	10級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
6	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
7	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		2	1
	6月以上 9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
8	3月未満		5	1
	3月以上 6月未満		6	1
	6月以上 9月未満		7	1
	9月以上12月未満		8	1
	12月以上		9	1
9	3月未満		9	1
	3月以上 6月未満		10	1
	6月以上 9月未満		11	1
	9月以上12月未満		12	1
	12月以上		13	1
10	3月未満		13	1
	3月以上 6月未満		14	1
	6月以上 9月未満		15	1
	9月以上12月未満		16	1
	12月以上		17	1
11	3月未満		17	1
	3月以上 6月未満		18	1
	6月以上 9月未満		19	1
	9月以上12月未満		20	1
	12月以上		21	1

12	3月未滿	21	1
	3月以上 6月未滿	22	2
	6月以上 9月未滿	23	3
	9月以上12月未滿	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未滿	25	5
	3月以上 6月未滿	26	6
	6月以上 9月未滿	27	7
	9月以上12月未滿	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未滿	29	9
	3月以上 6月未滿	30	10
	6月以上 9月未滿	31	11
	9月以上12月未滿	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未滿	33	13
	3月以上 6月未滿	34	13
	6月以上 9月未滿	35	13
	9月以上12月未滿	36	14
	12月以上	37	14